

## 令和4年第2回定例会 総務経済委員会 委員長報告

おはようございます。ご報告申し上げます。

今期定例会において、総務経済委員会に付託された案件は、議案2件です。その審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しがお手元に配付されていると思いますので、ご参照ください。

当委員会は、6月8日に関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

これより、付託表の順序に従い、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第36号 狭山市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

○住民税を所得税の課税方式に一致させることによる市民への影響は、との質疑に

●所得税との課税方式の一致により、住民税の課税方式が源泉徴収による申告不要から総合課税となった場合、総合課税では源泉徴収の税率より高い税率が適用されることから、住民税が増額となる方がでてくる、との答弁。

他に質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和4年度狭山市一般会計補正予算(第2号)、歳入16款国庫支出金、20款繰入金、歳出 9款消防費、について申し上げます。

まず、歳出9款消防費及び関連する歳入16款国庫支出金について

○事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することになった経緯は、との質疑に

●本交付金は新型コロナウイルス感染拡大の防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援などを通じた地方創生を図ることを目的に交付されるものであり、今回の自宅療養者に対する日常生活支援事業についても交付金の対象となることが確認されたため、との答弁

○通信運搬費の内容は、との質疑に

●これまでは市の職員が配送していたパルスオキシメーターを郵送するもの、との答弁

○パルスオキシメーター使用後の回収方法は、との質疑に

- パルスオキシメーターは全て埼玉県が貸与するもので、狭山市が一旦預かったものを対象者に届ける。その際に切手貼付済みの返信用封筒も併せて渡すので、使用後は機材を封筒に入れてポストに投函すれば埼玉県に返却される仕組みとなっている、との答弁
- 事業関係委託料について、現在市の職員が行っている配送業務に変更点はあるか、との質疑に
- 市の職員による、食料と日用品の配送業務を外部に委託するものであり、内容等に変更は生じない、との答弁
- 委託料950万8,000円の積算根拠は、との質疑に
- 本年の1月1日から4月23日までの113日間、1日あたり平均25個の配送実績に基づき、配送単価1,388円に1日25箱、令和5年3月31日までの委託期間274日分を乗じて950万8,000円を積算した、との答弁
- 委託料の配送単価1,388円の積算根拠は、との質疑に
- 数社から見積りを徴収して計上した、との答弁
- 1,388円の配送単価は市の職員が行う配送業務よりも安価で実施できるのか、との質疑に
- 市の職員が行う配送業務については、主任、主事級の職員、8地区の地区センター及び地域交流センターの16名が配送に携わった。1日当たりの単価が6万8,320円であり、単価にして2,732円になるため、委託する配送単価1,388円と比して安価となる、との答弁
- 一か月や二か月ごとの短期契約や単価契約など、様々な契約の形態についても検討されたい、との意見がありました。
- 委託業者に対し、市民のプライバシーを守るための配慮について、どのように指導を行うのか、との質疑に
- 現在、市の職員が配送する際には名札を外して私服で配送すること、庁用車と分からないように市のマークを覆うこと、目的地から離れた場所に車両を停めて配送することなどの工夫している。想定している委託業者は市内に事業所を有する運送事業者であり、傍目には一般の宅配業者と変わらないと考える。また、委託業者に提供する配送先の個人情報に関する資料等は全て回収し、個人情報およびプライバシーの保護に努める、との答弁。

他にさしたる質疑なく、歳入 20 款繰入金においては質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重審議のうえ、当委員会の決定どおり、よろしくお願ひ申し上げ、報告といたします。